

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

平成八年十月十八日

福島県規則第七十五号

改正 平成一〇年三月三十一日規則第二四号

平成一二年四月一日規則第一一八号

平成一三年一月五日規則第二号

平成一三年七月一〇日規則第七八号

平成一四年三月二六日規則第二五号

平成一五年三月二八日規則第三五号

平成一五年一二月二六日規則第九九号

平成一七年三月二五日規則第三四号

平成一九年三月二〇日規則第一四号

平成一九年六月二九日規則第五五号

平成二〇年三月二八日規則第五六号

平成二二年六月二五日規則第四四号

平成二三年三月三十一日規則第二七号

平成二五年三月二二日規則第一六号

平成二六年三月四日規則第一〇号

平成二七年三月二四日規則第三九号

平成二八年三月二五日規則第二四号

平成二九年三月一七日規則第一五号

平成二九年一二月二八日規則第七四号

平成三〇年一二月二五日規則第八二号

令和三年三月三〇日規則第二八号

令和五年三月一七日規則第九号

令和六年三月二六日規則第二四号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定有害物質)

第二条 条例第十一条第一項第二号の規則で定めるものは、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二 塩素及び塩化水素

三 弗^{ふつ}素、弗^{ふつ}化水素及び弗^{ふつ}化珪^{けい}素

四 鉛及びその化合物

五 銅及びその化合物

六 亜鉛及びその化合物

七 シアン化水素

八 磷^{りん}化水素

九 砒^ひ素及びその化合物

十 クロム及びその化合物

十一 ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）

（平一五規則九九・平二九規則七四・一部改正）

(特定粉じん)

第三条 条例第十一条第三項の規則で定めるものは、石綿とする。

(ばい煙指定施設)

第四条 条例第十一条第四項の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設であって、その規模又は能力がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(一般粉じん指定施設)

第五条 条例第十一条第五項の規則で定めるものは、製綿又は綿打ち直しの用に供する動力打綿機又は動力混打綿機とする。

(特定粉じん指定施設)

第六条 条例第十一条第六項の規則で定めるものは、別表第二の左欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

(ばいじんに係るばい煙排出基準)

第七条 ばいじんに係る条例第十二条第一項のばい煙排出基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の左欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるばいじんの量とする。

(指定有害物質に係るばい煙排出基準)

第八条 指定有害物質に係る条例第十二条第一項のばい煙排出基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第四の左欄に掲げる施設の種類及び同表の中欄に掲げる指定有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる指定有害物質の量とする。

(一般粉じん指定施設管理基準)

第九条 条例第十二条第一項の一般粉じん指定施設管理基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
- 二 フード及び集じん機が設置されていること。
- 三 防じんカバーで覆われていること。
- 四 前三号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(特定粉じん規制基準)

第十条 石綿に係る条例第十二条第一項の特定粉じん規制基準は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第九十三号）に定める方法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることと

する。

(ばい煙指定施設の設置等の届出)

第十一条 条例第十三条第一項、条例第十四条第一項又は条例第十五条第一項の規定による届出は、ばい煙指定施設設置（使用・変更）届出書（様式第一号）により行うものとする。

2 条例第十三条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本の額又は出資の総額

二 常時使用する従業員の数

三 業種及び事業の内容

3 条例第十三条第四項（条例第十四条第四項及び条例第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第一項のばい煙指定施設設置（使用・変更）届出書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

一 ばい煙指定施設及びばい煙の処理を行うための施設（以下「ばい煙処理施設」という。）の配置図

二 ばい煙の排出の方法を記載した書類

三 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合には、その場所を示す図面

五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類

六 ばい煙指定施設を設置する工場又は事業場の付近の見取図

(一般粉じん指定施設の設置等の届出)

第十二条 条例第十三条第二項、条例第十四条第二項又は条例第十五条第二項の規定による届出は、一般粉じん指定施設設置（使用・変更）届出書（様式第二号）により行うものとする。

2 条例第十三条第二項第六号の規則で定める事項は、前条第二項に掲げる事項とする。

3 条例第十三条第四項（条例第十四条第四項及び条例第十五条第四項におい

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

て準用する場合を含む。)の規定により第一項の一般粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 一般粉じん指定施設及び一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 二 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- 三 一般粉じん指定施設を設置する工場又は事業場の付近の見取図
(特定粉じん指定施設の設置等の届出)

第十三条 条例第十三条第三項、条例第十四条第三項又は条例第十五条第三項の規定による届出は、特定粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書(様式第三号)により行うものとする。

- 2 条例第十三条第三項第七号の規則で定める事項は、第十一条第二項に掲げる事項とする。
- 3 条例第十三条第四項(条例第十四条第四項及び条例第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定により第一項の特定粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 特定粉じん指定施設及び特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
 - 二 特定粉じんの排出の方法を記載した書類
 - 三 特定粉じんの発生及び特定粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
 - 四 条例第二十二條第二項の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由を記載した書類
 - 五 特定粉じん指定施設を設置する工場又は事業場の付近の見取図
(平二三規則二七・一部改正)
(氏名の変更等の届出)

第十四条 条例第十八条の規定による届出は、条例第十三条第一項第一号若し

くは第二号、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書（様式第四号）、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

（承継の届出）

第十五条 条例第十九条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

（ばい煙等の濃度の測定）

第十六条 条例第二十二条第一項の規定によるばい煙濃度の測定、その結果の記録及びその記録の保存は、条例第十二条第一項のばい煙排出基準が定められたばい煙を対象とし、次に定めるところにより行うものとする。

一 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第三の備考に掲げる測定法により、六月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

二 指定有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第四の備考に掲げる測定法により、六月（ダイオキシン類に係るものにあつては、一年）を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

三 前二号の測定の結果は、ばい煙濃度測定記録表（様式第七号）により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所及び測定方法並びにばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙濃度測定記録表（様式第七号）の記録に代えることができる。

2 条例第二十二条第二項の規定による特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十二の規定による測定を行った場合を除き、石綿に係る特定粉じん濃度の測定は、第

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

十条に規定する測定法により、六月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所並びに特定粉じん指定施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

(平一五規則九九・平二三規則二七・一部改正)

(特定化学物質)

第十七条 条例第二十三条第一項の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アクリルニトリル
- 二 塩化ビニルモノマー
- 三 ジクロロメタン
- 四 テトラクロロエチレン
- 五 トリクロロエチレン
- 六 ニッケル及びその化合物（ニッケルカルボニルを除く。）
- 七 塩化メチル
- 八 四塩化^{けい}珪素
- 九 ジクロロシラン
- 十 トリクロロシラン

(平二三規則二七・一部改正)

第十八条及び第十九条 削除

(平一四規則二五)

(排水指定施設)

第二十条 条例第二十七条第二項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- 一 水産食料品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - ア 冷凍すり身の解凍施設

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- イ 混練施設
- 二 野菜作農業（もやし栽培農業に限る。）の用に供する洗浄施設
- 三 電子部品・デバイス製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの
 - ア 研摩施設
 - イ 洗浄施設
- 四 窯業・土石製品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設を除く。）
 - ア 切削施設
 - イ 研摩施設
 - ウ 洗浄施設
 - エ 混合施設
 - オ 成型施設
 - カ 表面処理施設
- 五 放送業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 六 鉄道業の用に供する鉄道用車両の整備施設
- 七 サービス業の用に供する自動車洗浄施設（コイン洗車施設を二台以上設置するものに限り、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。）
- 八 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である一般廃棄物の最終処分場（昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。）
- 九 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ロ及びハに掲げるものをいう。）である産業廃棄物の最終処分場（昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

十 電気業の用に供する廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。）

十一 ゴルフ場（ゴルフ競技の用に供するものであって、九ホール以上を有するものに限る。）

（平一四規則二五・平一五規則三五・平二六規則一〇・一部改正）

（法定外有害物質）

第二十一条 条例第二十七条第二項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 イソキサチオン
- 二 ダイアジノン
- 三 フェニトロチオン（別名MEP）
- 四 イソプロチオラン
- 五 オキシシン銅（別名有機銅）
- 六 クロロタロニル（別名TPN）
- 七 プロピザミド
- 八 クロルピリホス
- 九 トリクロルホン（別名DEP）
- 十 イプロジオン
- 十一 エトリジアゾール（別名エクロメゾール）
- 十二 キャプタン
- 十三 クロロネブ
- 十四 トルクロホスメチル
- 十五 フルトラニル
- 十六 ペンシクロン
- 十七 メプロニル
- 十八 アシュラム
- 十九 ナプロパミド

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 二十 ブタミホス
- 二十一 ペンディメタリン
- 二十二 ベンフルラリン（別名ベスロジン）
- 二十三 メコプロップカリウム塩（別名MCPPカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン塩（別名MCPPジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩
- 二十四 アセフェート
- 二十五 メタラキシル及びメタラキシルM
- 二十六 ジチオピル
- 二十七 トリクロピル
- 二十八 ピリブチカルブ
- 二十九 エトフェンプロックス
- 三十 チオジカルブ
- 三十一 アゾキシストロビン
- 三十二 イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩
- 三十三 プロピコナゾール
- 三十四 ホセチル
- 三十五 ポリカーバメート
- 三十六 シデュロン
- 三十七 ハロスルフロンメチル
- 三十八 フラザスルフロン
- 三十九 アセタミプリド
- 四十 イミダクロプリド
- 四十一 クロチアニジン
- 四十二 チアメトキサム
- 四十三 テブフェノジド
- 四十四 ペルメトリン

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 四十五 ベンスルタップ
- 四十六 ジフェノコナゾール
- 四十七 シプロコナゾール
- 四十八 シメコナゾール
- 四十九 チオファネートメチル
- 五十 チフルザミド
- 五十一 テトラコナゾール
- 五十二 テブコナゾール
- 五十三 トリフルミゾール
- 五十四 バリダマイシン
- 五十五 ヒドロキシイソキサゾール（別名ヒメキサゾール）
- 五十六 ベノミル
- 五十七 ボスカリド
- 五十八 エトキシスルフロン
- 五十九 オキサジアルギル
- 六十 オキサジクロメホン
- 六十一 カフェンストロール
- 六十二 シクロスルフアムロン
- 六十三 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩
- 六十四 トリネキサパックエチル

（平一〇規則二四・平一五規則三五・平二八規則二四・平二九規則一
五・一部改正）

（法定外項目）

第二十二条 条例第二十七条第二項第二号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 ニッケル含有量
- 二 水温

三 色度

(揚水設備)

第二十三条 条例第二十七条第九項の規則で定めるものは、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）が二十一平方センチメートルを超える設備とする。

(平二三規則二七・一部改正)

(排水指定事業場排水基準)

第二十四条 条例第二十九条第一項の排水指定事業場排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(特定事業場排水基準)

第二十五条 条例第二十九条第一項の特定事業場排水基準は、法定外有害物質による特定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、その他の特定事業場排出水の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水指定施設の設置等の届出)

第二十六条 条例第三十条第一項、条例第三十一条第一項又は条例第三十二条第一項の規定による届出は、排水指定施設設置（使用・変更）届出書（様式第八号）により行うものとする。

- 2 条例第三十条第一項第八号の規則で定める事項は、指定事業場排出水に係る用水及び排水の系統並びに業種及び事業の内容とする。
- 3 条例第三十条第二項（条例第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一項の排水指定施設設置（使用・変更）届出書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 一 排水指定事業場の敷地内の建物並びに排水指定施設及び汚水等の処理を行うための施設（以下「汚水等処理施設」という。）の配置図
 - 二 排水指定事業場の敷地内の排水経路図及び敷地境界から公共用水域までの排水経路図
 - 三 主要生産品目別製造工程表（排水指定施設の使用に係る箇所を記入すること。）
 - 四 汚水等の発生及び汚水等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
 - 五 汚水等処理施設において計測に用いる装置、機械器具及び薬品等の配置状況を示す書類及び図面
 - 六 事故時において未処理の汚水等が流出することを防止する設備の設置状況を示す書類及び図面
 - 七 汚水等が排水口以外の箇所から流出することを防止するための設備の設置状況を示す書類及び図面
 - 八 排水指定事業場の付近の見取図
- 4 条例第三十二条第二項において準用する条例第三十条第二項の規定により第一項の排水指定施設設置（使用・変更）届出書に添付しなければならない書類は、前項各号に掲げる書類のうち排水指定施設の構造等の変更に係る書類とする。

（平一五規則三五・一部改正）

（有害物質を含むものとしての要件）

第二十七条 条例第三十三条第一項の規則で定める要件は、別表第六の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定有害物質又は法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定有害物質又は法定外有害物質が検出されることとする。

（法定外有害物質を含むものとしての要件）

第二十八条 条例第三十三条第二項の規則で定める要件は、別表第六の左欄に

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

掲げる法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定外有害物質が検出されることとする。

(氏名の変更等の届出)

第二十九条 条例第三十五条の規定による届出は、条例第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名等変更届出書（様式第四号）、排水指定施設の使用の廃止に係る場合にあっては施設使用廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

(承継の届出)

第三十条 条例第三十六条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

(指定事業場排水等の汚染状態の測定等)

第三十一条 条例第三十九条第一項（条例第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定事業場排水又は特定事業場排水の汚染状態の測定、その結果の記録及びその記録の保存は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 指定事業場排水又は特定事業場排水の汚染状態の測定は、当該指定事業場排水を排出する排水指定事業場に係る排水指定事業場排水基準又は当該特定事業場排水を排出する特定事業場に係る特定事業場排水基準に定められた事項のうち、様式第八号別紙四により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。
- 二 前号の測定は、指定事業場排水基準又は特定事業場排水基準の検定方法により行うこと。
- 三 測定のための試料は、測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。
- 四 測定の結果は、水質測定記録表（様式第九号）により記録すること。ただし、計量法第一百七条の登録を受けた者から様式第九号の採水者、分析者

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に規定する者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

五 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に規定する証明書（計量法第百七条ただし書に規定する者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

（平二三規則二七・一部改正）

（特定施設の設置等の届出）

第三十二条 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十条第一項、条例第三十一条第一項又は条例第三十二条第一項の規定による届出は、特定施設設置（使用・変更）届出書（様式第八号）により行うものとする。

2 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十条第一項第八号の規則で定める事項は、特定事業場排水に係る用水及び排水の系統並びに業種及び事業の内容とする。

3 第二十六条第三項の規定は、条例第四十一条第一項において準用する条例第三十条第二項（条例第四十一条第一項において準用する条例第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類について準用する。

4 第二十六条第四項の規定は、条例第四十一条第一項において準用する条例第三十二条第二項において準用する条例第三十条第二項の規則で定める書類について準用する。

（平一五規則三五・一部改正）

（氏名の変更等の届出）

第三十三条 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十五条の規定による届出は、条例第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書（様式第四号）、特定施設の使用の廃止

に係る場合にあっては施設使用廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

（承継）

第三十四条 条例第四十一条第一項において準用する条例第三十六条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

（緊急時の措置）

第三十五条 条例第四十二条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な渇水その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）において定められた水質の汚濁の程度を超える状態が生じ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 条例第四十二条の規定による協力の要請は、講ずべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

（有害物質使用排水指定施設の設置等の届出）

第三十六条 条例第四十三条第一項の規定による届出又は有害物質使用排水指定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十一条第一項若しくは条例第三十二条第一項の規定による届出は、有害物質使用排水指定施設設置（使用・変更）届出書（様式第八号）により行うものとする。

2 条例第四十三条第一項第八号の規則で定める事項は、地下浸透水に係る用水及び排水の系統並びに業種及び事業の内容とする。

3 条例第四十三条第二項の規則で定める書類又は有害物質使用排水指定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十一条第二項において準用する条例第三十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 有害物質使用排水指定事業場等の敷地内の建物並びに有害物質使用排水指定施設及び汚水等処理施設の配置図
- 二 主要生産品別製造工程表（有害物質使用排水指定施設の使用に係る箇所を記入すること。）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

三 汚水等の発生及び汚水等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

四 地下浸透水の浸透の方法を記載した書類

五 有害物質使用排水指定事業場等の付近の見取図

- 4 第二十六条第四項の規定は、有害物質使用排水指定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十二条第二項において準用する条例第三十条第二項の規則で定める書類について準用する。

(平一五規則三五・一部改正)

(法定外有害物質使用特定施設の設置等の届出)

第三十七条 条例第四十三条第三項において準用する同条第一項又は法定外有害物質使用特定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十一条第一項若しくは条例第三十二条第一項の規定による届出は、法定外有害物質使用特定施設設置（使用・変更）届出書（様式第八号）により行うものとする。

- 2 条例第四十三条第三項において準用する同条第一項第八号の規則で定める事項は、地下浸透水に係る用水及び排水の系統並びに業種及び事業の内容とする。

- 3 前条第三項の規定は、条例第四十三条第三項において準用する同条第二項の規則で定める書類又は法定外有害物質使用特定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十一条第二項において準用する条例第三十条第二項の規則で定める書類について準用する。

- 4 第二十六条第四項の規定は、法定外有害物質使用特定施設に係る条例第四十四条において準用する条例第三十二条第二項において準用する条例第三十条第二項の規則で定める書類について準用する。

(平一五規則三五・一部改正)

(氏名の変更等の届出)

第三十八条 条例第四十六条において準用する条例第三十五条の規定による届出は、条例第四十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

合にあつては氏名等変更届出書（様式第四号）、有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

（承継）

第三十九条 条例第四十六条において準用する条例第三十六条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

（地下水水質保全特別区域における排水基準）

第四十条 排水指定事業場に係る条例第五十一条の排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 特定事業場に係る条例第五十一条の排水基準は、法定外有害物質による特定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、その他の特定事業場排出水の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（揚水設備の設置等の届出）

第四十一条 条例第五十五条第一項又は条例第五十六条第一項の規定による届出は、揚水設備設置（使用）届出書（様式第十号）により行うものとする。

- 2 条例第五十五条第一項第五号の規則で定める事項は、地下水の用途及び用途別使用量とする。
- 3 条例第五十五条第二項（条例第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 井戸及び揚水機の設置の場所を示す図面
 - 二 揚水設備の構造を示す図面
 - 三 井戸の付近の見取図

(氏名の変更等の届出)

第四十二条 条例第五十七条第一項の規定による届出は、同条第一項第一号の場合にあつては氏名等変更届出書（様式第四号）、同項第二号又は第三号の場合にあつては揚水設備使用廃止等届出書（様式第十一号）により行うものとする。

2 条例第五十七条第二項の規定による届出は、揚水設備変更届出書（様式第十二号）により行うものとする。

(承継の届出)

第四十三条 条例第五十八条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

(地下水の採取量の測定等)

第四十四条 条例第五十九条の規則で定める揚水設備は、吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）が三十六・二平方センチメートル以上である揚水設備又は揚水の能力が一日当たり五百立方メートル以上である揚水設備とする。

2 条例第五十九条の規定による地下水の採取量の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一 地下水の採取量の測定は、揚水設備の構造、揚水時間等に応じ、次に掲げる水量測定器のうち地下水の採取量を最も正確に測定できる水量測定器により行うこと。

ア 実測型水道メーター

イ 接線流羽根車式水道メーター

ウ 副管付水道メーター

エ 軸流羽根車式水道メーター

オ ベンチュリー管分流式水道メーター

カ ローター型水道メーター

キ 複合型水道メーター

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ク アからキまでに掲げるもののほか、これらと同等以上の性能を有する
水量測定器

二 測定の結果は、地下水採取量記録簿（様式第十三号）により記録し、その記録を三年間保存すること。

（騒音指定施設）

第四十五条 条例第六十一条第一項の規則で定めるものは、別表第七に掲げる施設とする。

（騒音指定建設作業）

第四十六条 条例第六十一条第二項の規則で定めるものは、別表第八に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（平一〇規則二四・一部改正）

（工場等騒音規制基準）

第四十七条 条例第六十二条の工場等騒音規制基準は、別表第九に掲げるとおりとする。

（騒音指定施設の設置等の届出）

第四十八条 条例第六十四条第一項又は条例第六十五条第一項の規定による届出は、騒音指定施設設置（使用）届出書（様式第十四号）により行うものとする。

2 条例第六十四条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本の額又は出資の総額

二 常時使用する従業員の数

三 業種及び事業の内容

四 騒音指定施設の型式及び公称能力

五 騒音指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第六十四条第二項（条例第六十五条第二項及び条例第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類と

する。

一 騒音指定施設の配置図

二 騒音指定工場等及びその付近の見取図

(騒音指定施設の数等の変更の届出)

第四十九条 条例第六十六条第一項の規定による届出は、条例第六十四条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては騒音指定施設数変更届出書（様式第十五号）、同項第四号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては騒音防止方法変更届出書（様式第十六号）により行うものとする。

2 条例第六十六条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第六十四条第一項、条例第六十五条第一項又は条例第六十六条第一項の規定による届出に係る騒音指定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音指定施設の種類の種類に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。

(氏名の変更等の届出)

第五十条 条例第六十八条の規定による届出は、条例第六十四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名等変更届出書（様式第四号）、騒音指定工場等に設置する騒音指定施設のすべての使用の廃止に係る場合にあっては施設使用廃止届出書（様式第五号）により行うものとする。

(承継の届出)

第五十一条 条例第六十九条第三項の規定による届出は、承継届出書（様式第六号）により行うものとする。

(騒音指定建設作業の実施の届出)

第五十二条 条例第七十二条第一項又は第二項の規定による届出は、騒音指定建設作業実施届出書（様式第十七号）により行うものとする。

2 条例第七十二条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 騒音指定建設作業の種類
 - 三 騒音指定建設作業に使用される別表第八に規定する機械の名称、型式及び仕様
 - 四 騒音指定建設作業の開始及び終了の時刻
 - 五 下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第七十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 建設工事の工程の概要を示した工事工程表（騒音指定建設作業の工程を明示すること。）
 - 二 騒音指定建設作業を伴う建設工事の場所の付近の見取図
（騒音指定建設作業に係る基準）

第五十三条 条例第七十三条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

ただし、この基準は、第一号の基準を超える大きさの騒音を発生する騒音指定建設作業について同項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を十時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

- 一 騒音指定建設作業の騒音が、騒音指定建設作業の場所の敷地の境界線において、八十五デシベルを超える大きさのものでないこと。ただし、騒音の測定方法は日本工業規格（以下単に「規格」という。）Z八七三一に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。この場合において、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性（FAST）を用いるものとする。

ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

二 騒音指定建設作業の騒音が、午後七時から翌日の午前七時までの間（以下この号において「夜間」という。）において行われる騒音指定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音指定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該騒音指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該騒音指定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該騒音指定建設作業を行う必要がある場合

エ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該騒音指定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該騒音指定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合

オ 道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該騒音指定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該騒音指定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

三 騒音指定建設作業の騒音が、当該騒音指定建設作業の場所において一日十時間を超えて行われる騒音指定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音指定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 当該騒音指定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合

イ 災害その他非常の事態の発生により当該騒音指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

ウ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該騒音指定建設作業を行う必要がある場合

四 騒音指定建設作業の騒音が、騒音指定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該騒音指定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる騒音指定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音指定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該騒音指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該騒音指定建設作業を行う必要がある場合

五 騒音指定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる騒音指定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音指定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該騒音指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該騒音指定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

エ 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う騒音指定建設作業を行う場合であつて、当該騒音建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該騒音指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要があるとき。

オ 道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合

カ 道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該騒音指定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

(平一三規則七八・平二〇規則五六・一部改正)

(屋外燃焼行為を禁止する物質)

第五十四条 条例第八十条の規則で定めるものは、次に掲げる物質とする。

- 一 ゴム
- 二 皮革
- 三 合成樹脂
- 四 ピッチ
- 五 廃油
- 六 廃液

(飲食店営業等)

第五十五条 条例第八十四条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる営業とする。

- 一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 二 専らカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに
合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）
を客に使用させる営業

（平二〇規則五六・令五規則九・一部改正）

（深夜騒音規制基準）

第五十六条 条例第八十五条の深夜騒音規制基準は、別表第十の左欄に掲げる
区域の区分ごとに、同表の右欄に掲げる営業所の敷地の境界線における騒音
の大きさとする。

（音響機器）

第五十七条 条例第八十七条の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器
とする。

- 一 音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びス
ピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）
- 二 楽器
- 三 有線放送装置（受信装置に限る。）
- 四 拡声装置

（拡声機使用基準）

第五十八条 条例第九十一条の拡声機使用基準は、次のとおりとする。

- 一 拡声機を搭載した車両による拡声放送（以下「移動放送」という。）に
係る拡声機使用基準
- ア 午後七時から翌日の午前七時までの間は拡声機を使用しないこと。
- イ 幅員五メートル未満の道路では拡声機を使用しないこと。
- ウ 一地点における一回の連続放送時間は、十分を超えないこと。
- エ 音源直下の地点から十メートルの距離で、地上一・二メートルの高さ
において測定した測定値（周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性
（FAST）を用いて測定した値とする。次号カ及び第三号ウにおいて同じ。）
の最大値が七十デシベルを超えないこと。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

二 移動放送以外の拡声放送（次号に掲げるものを除く。）に係る拡声機使用基準

- ア 午後七時から翌日の午前七時までの間は拡声機を使用しないこと。
- イ 拡声機を中心線の延長と地表面との交点は、当該拡声機の直下から十メートル以内とし、かつ、当該交点は、道路敷又は公共の広場敷に位置するものとする。
- ウ 幅員五メートル未満の道路又はこれに面した箇所には拡声機を設置しないこと。
- エ 地上十メートル以上の箇所には拡声機を設置しないこと。
- オ 拡声機の一回の連続使用時間は、一時間を超えないものとし、かつ、使用時間一時間につき十五分以上の休止時間を置くこと。
- カ 音源直下の地点から十メートルの距離で、地上一・二メートルの高さにおいて測定した測定値の最大値が七十デシベルを超えないこと。

三 拡声機を搭載した航空機による拡声放送に係る拡声機使用基準

- ア 午後五時から翌日の午前九時（日曜日その他の休日にあつては午前十時）までの間は拡声機を使用しないこと。
- イ 拡声放送時の同一地域の上空における旋回は、二回以内とすること。
- ウ 地上一・二メートルの高さにおいて測定した拡声機からの音量の測定値の最大から三個のピーク値の算術平均値が七十デシベルを超えないこと。

（拡声機の使用禁止の解除）

第五十九条 条例第九十三条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。）であつて周辺的生活環境を損なうおそれがないとき。
- 二 条例第九十三条の表に掲げる施設が、その本来の業務を行っていない場合

（拡声機の使用の特例）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

第六十条 条例第九十五条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合
- 三 祭礼、盆踊りその他一般の風俗習慣に基づく一時的な行事のために拡声機を使用する場合
- 四 時報、警報その他危険を知らせるために一時的に拡声機を使用する場合（報告事項）

第六十一条 条例第九十七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第十一条第四項に規定するばい煙指定施設を設置する者 ばい煙指定施設の状況、ばい煙指定施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法、ばい煙濃度の測定結果、ばい煙指定施設及びばい煙処理施設の設置場所、ばい煙の排出の方法、ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要、煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合にはその場所並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
- 二 条例第十一条第五項に規定する一般粉じん指定施設を設置する者 一般粉じん指定施設の状況、一般粉じん指定施設の構造並びに一般粉じん指定施設の使用及び管理の方法
- 三 条例第二十条第三項に規定する特定粉じん排出者 特定粉じん指定施設の状況、特定粉じん指定施設の使用の方法、特定粉じんの処理の方法又は飛散の防止の方法、特定粉じんの濃度の測定結果、特定粉じん指定施設及び特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の設置場所、特定粉じんの排出の方法、特定粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要、工場又は事業場の付近の状況並びに特定粉じんの濃度の測定場所及びその場所を選定した理由

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

四 条例第二十三条第一項に規定する特定化学物質発生施設を工場又は事業場に設置する者 特定化学物質発生施設の事故時に講じた措置の概要

五 条例第二十七条第四項に規定する指定事業場排水を排出する者 排水指定施設の状況、排水指定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、指定事業場排水の汚染状態及び量、汚染状態の測定結果並びに指定事業場排水に係る用水及び排水の系統

六 条例第二十七条第五項に規定する特定事業場排水を排出する者 特定施設の状況、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、特定事業場排水の汚染状態及び量、汚染状態の測定結果並びに特定事業場排水に係る用水及び排水の系統

七 条例第四十七条第一項又は第二項に規定する者 地下浸透水の浸透の方法並びに地下浸透水に係る用水及び排水の系統

八 条例第五十五条第一項に規定する地下水を採取する者 揚水設備の状況、揚水設備の構造、地下水の採取の状況及び地下水の採取量の測定結果

九 条例第六十一条第一項に規定する騒音指定施設を設置する者 騒音指定施設の状況並びに騒音指定施設の使用の方法及び騒音の防止の方法

十 条例第六十一条第二項に規定する騒音指定建設作業を伴う建設工事を施工する者 騒音指定建設作業の実施の状況及び騒音の防止の方法

十一 条例第八十六条又は条例第八十七条に規定する飲食店営業等を営む者 営業時間、音響機器の状況並びに音響機器の使用の方法及び騒音の防止の方法

十二 条例第九十二条に規定する拡声機を使用する者 拡声機の状況及び拡声機の使用の方法

(平二三規則二七・一部改正)

(検査物件)

第六十二条 条例第九十七条第二項の規則で定める物件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる物件とする。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 一 条例第十一条第四項に規定するばい煙指定施設を設置する工場又は事業場 ばい煙指定施設及びばい煙処理施設並びにこれらの関連施設、ばい煙指定施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類
- 二 条例第十一条第五項に規定する一般粉じん指定施設を設置する工場又は事業場 一般粉じん指定施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類
- 三 条例第二十条第三項に規定する特定粉じんを排出する工場又は事業場 特定粉じん指定施設及びその関連施設、特定粉じん指定施設に使用する原料並びに関係帳簿書類
- 四 条例第二十三条第一項に規定する特定化学物質発生施設を設置する工場又は事業場 特定化学物質発生施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類
- 五 条例第二十七条第四項に規定する指定事業場排水を排出する工場又は事業場 排水指定施設及び汚水等処理施設並びにこれらの関係施設、排水指定施設において使用する原料並びに関係帳簿書類
- 六 条例第二十七条第五項に規定する特定事業場排水を排出する工場又は事業場 排水指定施設又は特定施設及び汚水等処理施設並びにこれらの関連施設、排水指定施設又は特定施設において使用する原料並びに関係帳簿書類
- 七 条例第五十五条第一項に規定する地下水を採取する場所 揚水設備及び関係帳簿書類
- 八 条例第六十一条第一項に規定する騒音指定施設を設置する工場又は事業場 騒音指定施設その他騒音を発生する施設、騒音を防止するための施設及び関係帳簿書類
- 九 条例第六十一条第二項に規定する騒音指定建設作業を伴う建設工事を施工する場所 騒音指定建設作業に使用される機械、騒音を防止するための施設及び関係帳簿書類
- 十 条例第八十六条又は条例第八十七条に規定する飲食店営業等を営む者の営業所 音響機器及び関係帳簿書類

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

十一 条例第九十二条に規定する拡声機を使用する場所 拡声機及び関係帳簿書類

(平二三規則二七・一部改正)

(身分証明書)

第六十三条 条例第九十七条第三項の証明書は、様式第十八号のとおりとする。

(写しの添付)

第六十四条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書には、その写し一部を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福島県生活環境保全条例施行規則（昭和四十六年福島県規則第九十三号）

二 福島県産業公害等防止条例施行規則（昭和四十六年福島県規則第九十四号）

(経過措置)

3 条例の施行の際、福島県産業公害等防止条例（昭和四十六年福島県条例第三十八号。以下「旧条例」という。）第六条の施設管理基準の適用を受ける発生源施設でばい煙指定施設に相当するものを設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて、ばい煙を大気中に排出するものについては、平成九年九月三十日までの間は、条例第二十一条第一項中「排出口においてその設置するばい煙指定施設に係るばい煙排出基準」とあるのは「附則別表第一に定める暫定排出基準」と読み替えて、同項の規定を適用し、同条第四項において準用する条例第二十条第四項の規定は、適用しない。

4 条例の施行の際、工場又は事業場に、旧条例第六条の施設管理基準の適用を受ける発生源施設で排水指定施設に相当するものを設置している者（設置

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

の工事をしている者を含む。)であって、公共用水域に水を排出するものについては、平成九年九月三十日までの間は、条例第三十八条第一項中「排水指定事業場の排水口において排水指定事業場排水基準」とあるのは「附則別表第二に定める暫定排水基準」と読み替えて、同項の規定を適用し、同条第二項において準用する条例第三十七条第二項の規定は、適用しない。

附則別表第一

暫定排出基準

施設の種類の種類	有害物質の種類	許容限度
一 福島県産業公害等防止条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第九付表(2)の二の項に掲げる施設	銅及びその化合物	八ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	一〇ミリグラム
二 旧規則別表第九付表(2)の八の項に掲げる施設	塩素	一六ミリグラム
	塩化水素	五〇ミリグラム
三 旧規則別表第九付表(2)の一三の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	〇・一五ミリグラム
	銅及びその化合物	八ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	一〇ミリグラム
四 旧規則別表第九付表(2)の一四の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	〇・一五ミリグラム
	銅及びその化合物	八ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	一〇ミリグラム
五 旧規則別表第九付表(2)の一六の項に掲げる施設（金属製品の製造の用に供する熱処理施設及び電気メッキ施設を除く。）	シアン化水素	一二ミリグラム
六 旧規則別表第九付表(2)の一七	^{りん} 燐化水素	〇・五ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

の項に掲げる施設		
----------	--	--

備考

- この表の下欄に掲げる許容限度は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルに含まれる有害物質の量とする。
- 有害物質の測定方法等は、旧規則別表第九第三号(3)備考1から備考3までのとおりとする。

附則別表第二

1 有害物質に係る暫定排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機 ^{りん} 燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
^ひ 砒素及びその化合物	一リットルにつき ^ひ 砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

備考

- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める方法による。
- 「検出されないこと」とは、1の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回るこ

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

とをいう。

2 有害物質以外の項目に係る暫定排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 水素指数五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの 水素指数五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき四〇ミリグラム
化学的酸素要求量	一リットルにつき四〇ミリグラム
浮遊物質量	一リットルにつき八〇ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂含有量）	一リットルにつき一〇ミリグラム
フェノール類含有量	一リットルにつき一ミリグラム
銅含有量	一リットルにつき二ミリグラム
亜鉛含有量	一リットルにつき四ミリグラム
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム
ふっ 弗素含有量	一リットルにつき一五ミリグラム
ニッケル含有量	一リットルにつき四ミリグラム
水温	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。

備考

- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が三十立方メートル以上である指定事業場排水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める総理府令の規定

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法及び規格K〇一〇二の五十九に定める方法による。

別表第1（第4条関係）

（平15規則99・一部改正）

1 ばいじんに係るばい煙指定施設

施設	規模又は能力
1 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（自動車の解体に伴って発生するアルミニウム部品の溶解に供するものに限り、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.3平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
2 無機化学工業品の製造の用に供する焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が50キロボルトアンペア以上であること。
3 製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が500キロボルトアンペア以上1,000キロボルトアンペア未満であること。
4 廃棄物焼却炉（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。
5 活性炭の原料の製造の用に供する炭化施設（木炭の製造の用に供するものを除く。）	火床面積が10平方メートル以上であること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

$$\left| \begin{array}{c} \leq \circ \end{array} \right)$$

2 指定有害物質に係るばい煙指定施設

施設	規模又は能力
1 ボイラー(燃料として石炭を使用するものに限る。)	石炭の燃焼能力が1時間当たり10トン以上であること。
2 ボイラー(燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料(原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。)で廃棄物でないものを使用するものに限る。)	火床面積が0.5平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
3 窯業製品(建設用粘土製品に限る。)の製造の用に供する焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100リットル以上であること。
4 燐、 ^{りん} 燐酸、 ^{りん} 燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として ^{りん} 燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉並びに ^{りん} 燐化合物の製造の用に供する電気炉及び反応施設	原料として使用する ^{りん} 燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
5 化学製品の製造の用に供する食塩電解施設	電流容量が5キロアンペア以上であること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

6 廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり1,000キログラム以上であること。
7 銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり500キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
8 銅、鉛若しくは亜鉛の第二次製錬（銅、鉛又は亜鉛の合金の製造を含む。）又は銅、鉛若しくは亜鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉（9の項に掲げるもの及び鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉を除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
9 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
10 コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。

別表第2（第6条関係）

施設	規模
1 石綿を含有する製品の製造の用に供する成型機（プレス機を除く。）	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

2 石綿を含有する製品の製造の用に供する石綿原料の保管施設	保管施設の最大保管容量が50立方メートル以上であること。
-------------------------------	------------------------------

別表第3（第7条関係）

施設の種類	ばいじんの量
1 別表第1の1の表1の項に掲げる施設	0.3グラム
2 別表第1の1の表2の項に掲げる施設	0.2グラム
3 別表第1の1の表3の項に掲げる施設	0.2グラム
4 別表第1の1の表4の項に掲げる施設	0.5グラム
5 別表第1の1の表5の項に掲げる施設	0.5グラム

備考

- この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式（1の項、3の項及び5の項に掲げるものにあつては、 $C=C_s$ ）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \left((21 - 0_n) \div (21 - 0_s) \right) \cdot C_s$$

（この式において、 C 、 0_n 、 0_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 グラム）

0_n 次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる値とする。

2の項	6
4の項	12

0_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。）（単位 パーセント）

C_s 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

- この表の右欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)
は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

別表第4 (第8条関係)

(平15規則99・平20規則56・平23規則27・平29規則74・一部改正)

施設の種類	指定有害物質の種類	指定有害物質の量
1 別表第1の2の表1の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.1ミリグラム
	鉛及びその化合物	0.1ミリグラム
	クロム及びその化合物	0.1ミリグラム
2 別表第1の2の表2の項に掲げる施設のうち1時間当たりの燃焼能力が4,000キログラム以上の施設	塩化水素	200ミリグラム
	ダイオキシン類	0.1ナノグラム
3 別表第1の2の表2の項に掲げる施設のうち1時間当たりの燃焼能力が2,000キログラム以上4,000キログラム未満の施設	塩化水素	200ミリグラム
	ダイオキシン類	1ナノグラム
4 別表第1の2の表2の項に掲げる施設のうち1時間当たりの燃焼能力が1,000キログラム以上2,000キログラム未満の施設	塩化水素	200ミリグラム
	ダイオキシン類	5ナノグラム
5 別表第1の2の表2の項に掲げる施設のうち1時間当たりの燃焼能力が200キログラム	塩化水素	700ミリグラム
	ダイオキシン類	5ナノグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

以上1,000キログラム未満の施設		
6 別表第1の2の表2の項に掲げる施設のうち1時間当たりの燃焼能力が200キログラム未満の施設	ダイオキシン類	5ナノグラム
7 別表第1の2の表3の項に掲げる施設	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	10ミリグラム
8 別表第1の2の表4の項に掲げる施設	リン化水素	0.5ミリグラム
9 別表第1の2の表5の項に掲げる施設	塩素	15ミリグラム
	塩化水素	50ミリグラム
10 別表第1の2の表6の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	1ミリグラム
	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	10ミリグラム
	鉛及びその化合物	10ミリグラム
	銅及びその化合物	10ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10ミリグラム
	シアン化水素	1ミリグラム
	砒素及びその化合物	1ミリグラム
	クロム及びその化合物	1ミリグラム
11 別表第1の2の表7の項に掲げる施設	銅及びその化合物	8ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10ミリグラム
	砒素及びその化合物	1ミリグラム
	クロム及びその化合物	1ミリグラム
12 別表第1の2の表8の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.15ミリグラム
	銅及びその化合物	8ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	亜鉛及びその化合物	10ミリグラム
13 別表第1の2の表9の項に掲げる施設	カドミウム及びその化合物	0.15ミリグラム
	銅及びその化合物	8ミリグラム
	亜鉛及びその化合物	10ミリグラム
14 別表第1の2の表10の項に掲げる施設	シアン化水素	12ミリグラム

備考

- 1 この表の右欄に掲げる指定有害物質の量（2及び3に規定するものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる指定有害物質について同表の右欄に掲げる方法により測定された量とする。

銅及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物	規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法、ICP発光分析法又はICP質量分析法により銅又は亜鉛として測定する方法
クロム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物	規格K0083に定める方法によりクロム、カドミウム、鉛又は砒素として測定する方法
シアン化水素	規格K0109に定める方法のうち4—ピリジンカルボン酸—ピラゾロン吸光光度法
りん 燐化水素	モリブデン酸—アンモニウム法
塩素	規格K0106に定める方法
塩化水素	規格K0107に定める方法
ふっ 弗素、ふっ 化水素及びふっ けい 化珪素	規格K0105に定める方法により弗素として測定する方法

- 2 この表の2の項から5の項までの右欄に掲げる塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = (15 / (21 - 0s)) \cdot Cs$$

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(この式において、C、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。)

C 塩化水素の量 (単位 ミリグラム)

0s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。) (単位 パーセント)

Cs 規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの (単位 ミリグラム)

3 この表の2の項から6の項までの右欄に掲げるダイオキシン類の量は、規格K0311に定める方法のほか、(1)から(3)までの規定により測定した量を(4)の規定により2・3・7・8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性に換算した量とする。

(1) 排出ガスの採取に当たっては、燃焼状態が安定した時点から1時間以上経過した後、原則4時間以上採取すること。

(2) 採取したガスは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態のものに換算すること。

(3) 測定に当たっては、規格K0311の7・4・3の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素濃度(0n)は6パーセントとする。

(4) 2・3・7・8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性への換算に当たっては、次の表の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計すること。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

種類	異性体	係数
ポリ塩化ジベンゾフラン	2・3・7・8—四塩化ジベンゾフラン	0.1
	1・2・3・7・8—五塩化ジベンゾフラン	0.03
	2・3・4・7・8—五塩化ジベンゾフラン	0.3

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	1・2・3・4・7・8—六塩化ジベンゾフラン	0.1
	1・2・3・6・7・8—六塩化ジベンゾフラン	0.1
	1・2・3・7・8・9—六塩化ジベンゾフラン	0.1
	2・3・4・6・7・8—六塩化ジベンゾフラン	0.1
	1・2・3・4・6・7・8—七塩化ジベンゾフラン	0.01
	1・2・3・4・7・8・9—七塩化ジベンゾフラン	0.01
	八塩化ジベンゾフラン	0.0003
ポリ塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	2・3・7・8—四塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	1
	1・2・3・7・8—五塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	1
	1・2・3・4・7・8—六塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	0.1
	1・2・3・6・7・8—六塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	0.1
	1・2・3・7・8・9—六塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	0.1
	1・2・3・4・6・7・8—七塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	0.01
	八塩化ジベンゾーパ ラージオキシ ン	0.0003
コプラナー ポリ塩化ビ フェニル	3・4・4'・5—四塩化ビフェニル	0.0003
	3・3'・4・4'—四塩化ビフェニル	0.0001
	3・3'・4・4'・5—五塩化ビフェニル	0.1
	3・3'・4・4'・5・5'—六塩化ビフェニル	0.03
	2'・3・4・4'・5—五塩化ビフェニル	0.00003
	2・3'・4・4'・5—五塩化ビフェニル	0.00003

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

2・3・3'・4・4' 一五塩化ビフェニル	0.00003
2・3・4・4'・5 一五塩化ビフェニル	0.00003
2・3'・4・4'・5・5' 一六塩化ビフェニル	0.00003
2・3・3'・4・4'・5 一六塩化ビフェニル	0.00003
2・3・3'・4・4'・5' 一六塩化ビフェニル	0.00003
2・3・3'・4・4'・5・5' 一七塩化ビフェニル	0.00003

4 この表の右欄に掲げる指定有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

5 指定有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

別表第5（第24条、第25条、第40条関係）

（平10規則24・平13規則2・平14規則25・平15規則35・平19規則14・平25規則16・平26規則10・平27規則39・平28規則24・平29規則15・令6規則24・一部改正）

排水指定事業場排水基準

1 法定有害物質に係る排水基準

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。	1リットルにつきシアン0.5ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限	検出されないこと。	1リットルにつき1ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

る。)		
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.05ミリグラム	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.02ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒素 ^ひ 及びその化合物	1リットルにつき砒素 ^ひ 0.01ミリグラム	1リットルにつき砒素 ^ひ 0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素1ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素23ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素1.5ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出され、かつ、排水指定事業場から排出される1

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	ラム	日当たりの平均的な排水指定事業場排出水の量（以下「1日平均排出水量」という。）が30立方メートル以上であるもの1リットルにつきふっ素10ミリグラム 海域に排出され、かつ、1日平均排出水量が30立方メートル未満であるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1・4―ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法による。
- 「検出されないこと。」とは、1の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 第20条第9号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号に掲げるものに限る。）に規定する排水指定施設に係る指定事業場排水に適用する1・4―ジオキサンの排水指定事業場排水基準については、この表の規定にかかわらず、同表1・4―ジオキサンの項中「0.05

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ミリグラム」とあるのは「0.005ミリグラム」と、「0.5ミリグラム」とあるのは「0.05ミリグラム」とする。

2 法定外有害物質に係る排水基準

法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
イソキサチオン	1リットルにつき0.008ミリグラム	1リットルにつき0.08ミリグラム
ダイアジノン	1リットルにつき0.005ミリグラム	1リットルにつき0.05ミリグラム
フェニトロチオン (別名MEP)	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
イソプロチオラン	1リットルにつき0.26ミリグラム	1リットルにつき2.6ミリグラム
オキシシン銅(別名有機銅)	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
クロロタロニル(別名TPN)	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
プロピザミド	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
クロルピリホス	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
トリクロルホン(別名DEP)	1リットルにつき0.005ミリグラム	1リットルにつき0.05ミリグラム
イプロジオン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
エトリジアゾール (別名エクロメゾール)	1リットルにつき0.004ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ル)		
キャプタン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
クロロネブ	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
トルクロホスメチル	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき2ミリグラム
フルトラニル	1リットルにつき0.23ミリグラム	1リットルにつき2.3ミリグラム
ペンシクロン	1リットルにつき0.14ミリグラム	1リットルにつき1.4ミリグラム
メプロニル	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
アシュラム	1リットルにつき1ミリグラム	1リットルにつき10ミリグラム
ナプロパミド	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
ブタミホス	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ペンディメタリン	1リットルにつき0.31ミリグラム	1リットルにつき3.1ミリグラム
ベンフルラリン（別名ベスロジン）	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
メコプロップカリウム塩（別名MCPPカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン	1リットルにつき0.047ミリグラム（メコプロップとして）	1リットルにつき0.47ミリグラム（メコプロップとして）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

塩（別名MCPＰジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩		
アセフェート	1リットルにつき0.0063ミリグラム	1リットルにつき0.063ミリグラム
メタラキシル及びメタラキシルM	1リットルにつき0.058ミリグラム（メタラキシルとして）	1リットルにつき0.58ミリグラム（メタラキシルとして）
ジチオピル	1リットルにつき0.0095ミリグラム	1リットルにつき0.095ミリグラム
トリクロピル	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
ピリブチカルブ	1リットルにつき0.023ミリグラム	1リットルにつき0.23ミリグラム
エトフェンプロックス	1リットルにつき0.082ミリグラム	1リットルにつき0.82ミリグラム
チオジカルブ	1リットルにつき0.08ミリグラム	1リットルにつき0.8ミリグラム
アゾキシストロビン	1リットルにつき0.47ミリグラム	1リットルにつき4.7ミリグラム
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	1リットルにつき0.006ミリグラム（イミノクタジンとして）	1リットルにつき0.06ミリグラム（イミノクタジンとして）
プロピコナゾール	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ホセチル	1リットルにつき2.3ミリグラム	1リットルにつき23ミリグラム
ポリカーバメート	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
シデュロン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
ハロスルフロンメチル	1リットルにつき0.26ミリグラム	1リットルにつき2.6ミリグラム
フラザスルフロン	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
アセタミプリド	1リットルにつき0.18ミリグラム	1リットルにつき1.8ミリグラム
イミダクロプリド	1リットルにつき0.15ミリグラム	1リットルにつき1.5ミリグラム
クロチアニジン	1リットルにつき0.25ミリグラム	1リットルにつき2.5ミリグラム
チアメトキサム	1リットルにつき0.047ミリグラム	1リットルにつき0.47ミリグラム
テブフェノジド	1リットルにつき0.042ミリグラム	1リットルにつき0.42ミリグラム
ペルメトリン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
ベンスルタップ	1リットルにつき0.09ミリグラム	1リットルにつき0.9ミリグラム
ジフェノコナゾール	1リットルにつき0.025ミリグラム	1リットルにつき0.25ミリグラム
シプロコナゾール	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	ラム	ム
シメコナゾール	1リットルにつき0.022ミリグラ ム	1リットルにつき0.22ミリグラ ム
チオファネートメチ ル	1リットルにつき0.3ミリグラ ム	1リットルにつき3ミリグラ ム
チフルザミド	1リットルにつき0.037ミリグラ ム	1リットルにつき0.37ミリグラ ム
テトラコナゾール	1リットルにつき0.01ミリグラ ム	1リットルにつき0.1ミリグラ ム
テブコナゾール	1リットルにつき0.077ミリグラ ム	1リットルにつき0.77ミリグラ ム
トリフルミゾール	1リットルにつき0.039ミリグラ ム	1リットルにつき0.39ミリグラ ム
バリダマイシン	1リットルにつき1.2ミリグラ ム	1リットルにつき12ミリグラ ム
ヒドロキシイソキサ ゾール（別名ヒメキ サゾール）	1リットルにつき0.1ミリグラ ム	1リットルにつき1ミリグラ ム
ベノミル	1リットルにつき0.02ミリグラ ム	1リットルにつき0.2ミリグラ ム
ボスカリド	1リットルにつき0.11ミリグラ ム	1リットルにつき1.1ミリグラ ム
エトキシスルフロン	1リットルにつき0.14ミリグラ ム	1リットルにつき1.4ミリグラ ム
オキサジアルギル	1リットルにつき0.02ミリグラ ム	1リットルにつき0.2ミリグラ ム
オキサジクロメホン	1リットルにつき0.024ミリグラ ム	1リットルにつき0.24ミリグラ ム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	ラム	ラム
カフェンストロール	1リットルにつき0.007ミリグラム	1リットルにつき0.07ミリグラム
	ラム	ラム
シクロスルファムロン	1リットルにつき0.08ミリグラム	1リットルにつき0.8ミリグラム
	ラム	ラム
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	1リットルにつき0.0051ミリグラム（MCPAとして）	1リットルにつき0.051ミリグラム（MCPAとして）
トリネキサパックエチル	1リットルにつき0.015ミリグラム	1リットルにつき0.15ミリグラム
	ラム	ラム

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、知事が定める方法による。

3 法定項目に係る排水基準

法定項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 水素指数5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 水素指数5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき40ミリグラム（日間平均1リットルにつき30ミリグラム）
化学的酸素要求量	1リットルにつき40ミリグラム（日間平均1リットルにつき30ミリグラム）
浮遊物質量	1リットルにつき70ミリグラム（日間平均1リットルにつき50ミリグラム）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1リットルにつき1ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1リットルにつき10ミリグラム
フェノール類含有量	1リットルにつき1ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

銅含有量	1リットルにつき2ミリグラム
亜鉛含有量	1リットルにつき2ミリグラム
溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム
大腸菌数	1ミリリットルにつき800コロニー形成単位
窒素含有量	1リットルにつき120ミリグラム（日間平均1リットルにつき60ミリグラム）
りん含有量	1リットルにつき16ミリグラム（日間平均1リットルにつき8ミリグラム）

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である排水指定事業場に係る排水水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。
- この表に掲げる窒素含有量及びりん含有量についての排水基準（日間平均に係る許容限度に限る。）は、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年福島県条例第23号）第20条第1項に規定する湖沼排水指定事業場排水基準の適用を受ける排水指定事業場排水水については、適用しない。

4 法定外項目に係る排水基準

法定外項目	許容限度
-------	------

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ニッケル含有量	1リットルにつき2ミリグラム
水温	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。
色度	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。

備考

- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上である排水指定事業場又は特定事業場に係る排水水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、規格K0102の59に定める方法による。

別表第6（第27条、第28条関係）

（平10規則24・平13規則2・平14規則25・平15規則35・平26規則10・平28規則24・平29規則15・令6規則24・一部改正）

1 法定有害物質

法定有害物質の種類	検定方法	数値
カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号。以下「告示」という。）に掲げる方法	1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
シアン化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.1ミリグラム
鉛及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき鉛0.005ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

六価クロム化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき六価クロム 0.01ミリグラム
^ひ 砒素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき ^ひ 砒素0.005ミ リグラム
水銀及びアルキル水 銀その他の水銀化合 物	告示に掲げる方法	1リットルにつき水銀0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきアルキル水 銀0.0005ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリ グラム
トリクロロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグ ラム
テトラクロロエチレ ン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリ グラム
ジクロロメタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグ ラム
四塩化炭素	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0002ミリ グラム
1・2—ジクロロエタ ン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0004ミリ グラム
1・1—ジクロロエチ レン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグ ラム
シス—1・2—ジクロ ロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.004ミリグ ラム
1・1・1—トリクロロ エタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリ グラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

1・1・2—トリクロロエタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム
チウラム	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム
シマジン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0003ミリグラム
チオベンカルブ	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
ベンゼン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
セレン及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきセレン0.002ミリグラム
ほう素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきほう素0.2ミリグラム
ふっ素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきふっ素0.2ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	告示に掲げる方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム 亜硝酸化合物にあつては1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム 硝酸化合物にあつては1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミ

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

		リグラム
1・4—ジオキサン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.005ミリグラム

備考 この表の左欄に掲げる物質であってゴルフ場で使用するものを検定する場合には、地下50センチメートルの土を採取し、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）第1に掲げる方法により作成した検液についてこの表の中欄に掲げる検定方法により検定するものとする（2の表において同じ。）。

2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値
イソキサチオン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ダイアジノン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
フェニトロチオン (別名MEP)	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
イソプロチオラン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
オキシシン銅（別名有機銅）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0008ミリグラム
クロロタロニル（別名TPN）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
プロピザミド	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
クロルピリホス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

トリクロルホン（別名DEP）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
イプロジオン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
エトリジアゾール （別名エクロメゾール）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
キャプタン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
クロロネブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
トルクロホスメチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
フルトラニル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ペンシクロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
メプロニル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
アシュラム	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ナプロパミド	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ブタミホス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ペンディメタリン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ベンフルラリン（別名ベスロジン）	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
メコプロップカリウム塩（別名MCPKカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン塩（別名MCPKジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
アセフェート	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
メタラキシル及びメタラキシルM	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ジチオピル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
トリクロピル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ピリブチカルブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
エトフェンプロックス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
チオジカルブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.008ミリグラム
アゾキシストロビン	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

		ラム
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム（イミノクタジンとして）
プロピコナゾール	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ホセチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.1ミリグラム
ポリカーバメート	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
シデュロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ハロスルフロンメチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
フラザスルフロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム

別表第7（第45条関係）

（平10規則24・平12規則118・一部改正）

騒音指定施設	
1 金属加工機械	
(1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）	
(2) 製管機械	
(3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）	
(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
(5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	(6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーマリングマシン (9) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） (10) タンブラー (11) 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
5	織機（原動機を用いるものに限る。）
6	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
7	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
8	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(5) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
(6) かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
9 抄紙機
10 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
11 合成樹脂用射出成形機
12 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
13 ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
14 ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
15 冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

別表第8（第46条関係）

（平10規則24・平12規則118・平13規則2・一部改正）

騒音指定建設作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリー

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	トプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを定める件（平成9年環境庁告示第54号。以下「騒音建設作業告示」という。）に掲げるものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

別表第9（第47条関係）

（平12規則118・平13規則78・平20規則56・平30規則82・一部改正）

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 用途地域のうち第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

第4種区域 用途地域のうち工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第5種区域 用途地域のうち工業専用 地域	75デシベル	70デシベル	65デシベル

備考

- 1 昼間とは午前7時から午後7時まで、朝とは午前6時から午前7時まで、夕とは午後7時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までとする。
 - 2 第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
 - 3 騒音指定工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における工場等騒音規制基準は、当該騒音指定工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値とする。
 - 4 騒音の測定方法は、規格Z8731に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。この場合において、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性（FAST）を用いるものとする（別表第10において同じ。）。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

5 騒音の大きさの測定点は、騒音指定工場等の敷地の境界線上における地上1.2メートルの地点とする。ただし、騒音指定工場等の状況によりこれにより難いとき、又はこれによることが適当でないときは、当該騒音指定工場等の敷地の境界線外の騒音の影響を受ける場所のうち、音量の最大値を示す地点とする。

別表第10（第56条関係）

（平12規則118・平13規則78・平20規則56・平30規則82・一部改正）

区域の区分	騒音の大きさ
A区域 用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	45デシベル
B区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	55デシベル

備考 この表の各区域内に所在する児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第1号(第11条関係)

ばい煙指定施設設置(使用・変更)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称
法人にあっては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第1項(第14条第1項、第15条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
ばい煙指定施設の 種類及び構造	付表1のとおり				
ばい煙指定施設の 使用の方法	付表2のとおり				
ばい煙の処理の方法	付表3のとおり				
資本の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数			
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)				
業 種	中分類		小分類		
事 業 の 内 容					

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日		
-----------	--	------------	-------	--	--

- 備考
- 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
 - 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表1

ばい煙指定施設の種類及び構造

ばい煙指定施設の種類			
工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模又は能力	伝熱面積	m ²	m ²
	燃料の燃焼能力	l/h t/h kg/h	l/h t/h kg/h
	原料の処理能力	kg/h t/日	kg/h t/日
	火格子面積、羽口面断面積又は火床面積	m ²	m ²
	変圧器の定格容量	kVA	kVA
	焼却能力	kg/h	kg/h
	電流容量	kA	kA

備考

- 1 ばい煙指定施設の種類の欄は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1に掲げる表番号、項番号及び名称を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 規模又は能力の欄は、規則別表第1の左欄に掲げる施設の当該右欄に掲げる項目について記入すること。
- 4 ばい煙指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表2

ばい煙指定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時間／回	時～ 回／日	時 日／月	時間／回	時～ 回／日	時 日／月
	季節変動						
原材料(ばい煙の発生に影響のあるものに限り。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	硫黄分 カドミウム分		鉛分 亜鉛分	硫黄分 カドミウム分		鉛分 亜鉛分
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	硫黄分	窒素分	灰分	硫黄分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量						
混焼割合(%)							
排出ガス量(Nm ³ /h)		湿り	最大	通常	最大	通常	
		乾き	最大	通常	最大	通常	
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常		最大	通常	
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常	
	塩素(mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ばい煙濃度	塩化水素 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	氟素、 ^{きつ} 弗化水素及び ^{びい} 弗化珪素 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	銅及びその化合物 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	亜鉛及びその化合物 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	シアン化水素 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	^り 磷化水素 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	^い 砒素及びその化合物 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
	クロム及びその化合物 (mg/Nm³)	最大	通常	最大	通常
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm³)		最大	通常	最大	通常

備考

- 1 原材料中の成分割合の欄及び燃料中の成分割合の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙濃度の欄には、ばいじんについては福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の左欄に掲げる施設におけるばいじんの乾きガス中の濃度を、指定有害物質については同規則別表第4の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる指定有害物質の乾きガス中の濃度を記入すること。
- 3 ばい煙処理施設がある場合のばい煙濃度は、処理後の濃度とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表3

ば い 煙 の 処 理 の 方 法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係るばい煙指定施設の工場又は事業場における施設番号				
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				
設置年 月 日			年 月 日	年 月 日
工事着手予定年 月 日			年 月 日	年 月 日
使用開始予定年 月 日			年 月 日	年 月 日
処理能力	ばい煙濃度	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大 通常	
		排出ガス温度 (℃)	処理前 処理後	
	ばい煙成分	ばいじん (g/Nm ³)	処理前 処理後	
		カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前 処理後	
		塩素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後	
		塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後	
		砒素、砒化水素及び砒化珪素 (mg/Nm ³)	処理前 処理後	
		鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前 処理後	
	ばい煙成分			
	ばい煙成分			

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

捕集効率（％）	銅 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	シ ア ン 化 水 素 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	燐 化 水 素 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	砒 素 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	ダ イ オ キ シ ン 類 (ng-TEQ/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	ば い じ ん			
	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物			
	塩			
	塩 化 水 素			
	フ 素 、 フ 化 水 素 及 び フ 化 珪 素			
	鉛 及 び そ の 化 合 物			
	銅 及 び そ の 化 合 物			
	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物			
	シ ア ン 化 水 素			
	燐 化 水 素			
	砒 素 及 び そ の 化 合 物			
	ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物			
	ダ イ オ キ シ ン 類			

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

使用状況	1月	の	使用	時間	及び	時	時	時	時
	日	使	用	日	数	等	時間／回	回／日	日／月
	季		節		変	動			
排出口の実高さ	H o (m)								
補正された排出口の高さ	H e (m)								
排出速度	(m / s)								

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 ばい煙濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さH e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第2号(第12条関係)

一般粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第2項(第14条第2項、第15条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
一般粉じん指定施設の 種類、構造並びに 使用及び管理の方法	付表のとおり				
資本の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数			
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)				
業 種	中分類		小分類		
事 業 の 内 容					

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日		
-----------	--	------------	-------	--	--

- 備考
- 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
 - 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表

一般粉じん指定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法

一般粉じん指定施設の種類			
工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(kg/h)		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)			
使用及び管理の方法	一般粉じん指定施設がその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	種類、名称及び型式	
		集じん効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他の方法		

備考

- 一般粉じん指定施設の種類の欄には、動力打綿機又は動力混打綿機の別を記入すること。
- 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- その他の方法の欄には、集じん機又は防じんカバーの設置と同等以上の効果を有する措置について記入すること。
- 一般粉じん指定施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。概要図は、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第3号(第13条関係)

特定粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第3項(第14条第3項、第15条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
特定粉じん指定施設の種類、構造及び使用の方法	付表1のとおり			
特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法	付表2のとおり			
資本の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数		
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)			
業 種	中分類		小分類	
事 業 の 内 容				

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日	
-----------	--	------------	-------	--

備考

- 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
- 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表1

特定粉じん指定施設の種類、構造及び使用の方法

特定粉じん指定施設の種類			
工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)		
	保管施設の最大保管容量(m ³)		
使用状況	使用工程		
	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間／回 回／日 日／月	時～時 時間／回 回／日 日／月
	季節変動		
原材料	種類		
	各原材料の使用割合		
	各原材料の通常の1日の使用量(t／日)		
	各原材料の通常の月間使用量(t／月)		

備考

- 1 特定粉じん指定施設の種類の欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 規模の欄は、規則別表第2の左欄に掲げる施設の当該右欄に掲げる項目について記入すること。
- 4 原材料の欄は、工程別に記入すること。石綿を含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の石綿の割合を原材料の種類の欄に記入すること。
- 5 特定粉じん指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表2

特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法

特定粉じん指定施設の工場又は事業場における施設番号			
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の工場又は事業場における施設番号			
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 又 は 飛 散 の 防 止 の 方 法	集 じ ん	種 類、名 称 及 び 型 式	
		集 じ ん 効 率 (%)	
		集じん容量(m ³ /min)	
		捕集粉じん取出方法	
		捕集粉じん払落とし機構の種類	
	送 風 機	原動機出力(kW)	
		送風量(m ³ /min)	
	機	排 出 口 の 高 さ (m)	
		排出口から敷地境界までの距離 (m)	
		維 持 管 理 方 法	
	散 水	装置の種類、名称及び型式	
		散 水 の 方 法	
	そ の 他 の 方 法		
参 考 事 項			

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力又は動力の別、取出しの周期等を記入すること。
- 3 捕集粉じん払落とし機構の種類欄には、粉じん払落とし機構の自動式又は手動式の別を記入すること。
- 4 維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記入すること。
- 5 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記入すること。
- 6 その他の方法の欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記入すること。
- 7 参考事項の欄には、廃棄物として処理される特定粉じんの保管及び処分の方法等を記入すること。
- 8 特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第4号(第14条、第29条、第33条、第38条、第42条、第50条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあっては、その代表者の氏名

次のとおり変更があったので、福島県生活環境の保全等に関する条例第18条(第35条、第41条第1項、第46条、第57条第1項、第68条)の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※整 理 番 号	
	変 更 後		※受付年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第5号(第14条、第29条、第33条、第38条、第50条関係)
施設使用廃止届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
届出者
氏名又は名称
法人にあっては、その代表者の氏名

ばい煙指定施設(一般粉じん指定施設、特定粉じん指定施設、排水指定施設、特定施設、有害物質使用排水指定施設、法定外有害物質使用排水指定施設、すべての騒音指定施設)の使用を廃止したので、福島県生活環境の保全等に関する条例第18条(第35条、第41条第1項、第46条、第68条)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
施 設 の 設 置 場 所		※備 考	
使 用 廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
使 用 廃 止 の 理 由			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第6号(第15条、第30条、第34条、第39条、第43条、第51条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

福島県知事

住 所

届出者

氏名又は名称

法人にあっては、その代表者の氏名

ばい煙指定施設(一般粉じん指定施設、特定粉じん指定施設、排水指定施設、特定施設、有害物質使用排水指定施設、法定外有害物質使用排水指定施設、揚水設備、騒音指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、福島県生活環境の保全等に関する条例第19条第3項(第36条第3項、第41条第1項、第46条、第58条第3項、第69条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受付年月日	年 月 日
施 設 の 種 類			※施 設 番 号	
施 設 の 設 置 場 所			※備 考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第7号(第16条関係)

ばい煙濃度測定記録表

その1(ダイオキシン類以外のもの用)

- 1 ばい煙指定施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
- 2 測定者の氏名
- 3 測定箇所
- 4 測定内容

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
排出ガス量		(Nm ³ /h)					
ばいじん	Cs	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	Cs	(mg/Nm ³)					
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
ふっ ふっ ふっ けい 弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
銅及びその化合物		(mg/Nm ³)					
亜鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
シアン化水素		(mg/Nm ³)					
りん 燐化水素		(mg/Nm ³)					
ひ 砒素及びその化合物		(mg/Nm ³)					
クロム及びその化合物		(mg/Nm ³)					

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

備考

- 1 この様式は、ダイオキシン類を除くばい煙濃度の測定の記録に用いること。
- 2 ばいじん及び塩化水素のCsの欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3及び別表第4の備考に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ同規則別表第3及び別表第4の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、同規則別表第1の2の表2の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のCsの欄に記載すること。
- 3 ばいじん及び塩化水素の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ばい煙濃度測定記録表

その2(ダイオキシン類用)

1 測定状況

施 設 番 号			備 考
測 定 年 月 日			
試 料 採 取 者			
分 析 者			
測 定 箇 所			
排 出 ガ ス 量(Nm ³ /h)	(乾き)	(湿り)	
酸 素 濃 度(%)			
測 定 結 果(ng-TEQ/Nm ³)			
当 日 の 稼 働 時 間	時 ～	時(時間)	
当 日 の 焼 却 量	t/日(	kg/時)	

2 測定したダイオキシン類の構成

種類	異 性 体	実 測 濃 度 (ng/Nm ³)	試料における 定 量 下 限 (ng/Nm ³)	試料における 検 出 下 限 (ng/Nm ³)	毒 性 等 価 係 数	毒 性 等 量 (ng-TEQ/Nm ³)
ポリ塩化ジベンゾフラン	2・3・7・8—TeCDF				0.1	
	1・2・3・7・8—PeCDF				0.03	
	2・3・4・7・8—PeCDF				0.3	
	1・2・3・4・7・8—HxCDF				0.1	
	1・2・3・6・7・8—HxCDF				0.1	
	1・2・3・7・8・9—HxCDF				0.1	
	2・3・4・6・7・8—HxCDF				0.1	
	1・2・3・4・6・7・8—HpCDF				0.01	
	1・2・3・4・7・8・9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs		—	—	—	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン	2・3・7・8—TeCDD				1	
	1・2・3・7・8—PeCDD				1	
	1・2・3・4・7・8—HxCDD				0.1	
	1・2・3・6・7・8—HxCDD				0.1	
	1・2・3・7・8・9—HxCDD				0.1	
	1・2・3・4・6・7・8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs		—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)			—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3・4・4'・5—TeCB				0.0003	
	3・3'・4・4' —TeCB				0.0001	
	3・3'・4・4'・5—PeCB				0.1	
	3・3'・4・4'・5・5' —HxCB				0.03	
	2'・3・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3'・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4' —PeCB				0.00003	
	2・3・4・4'・5—PeCB				0.00003	
	2・3'・4・4'・5・5' —HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5—HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5' —HxCB				0.00003	
	2・3・3'・4・4'・5・5' —HpCB				0.00003	
	Total コプラナーPCB		—	—	—	
Total ダイオキシン類			—	—	—	

備考

- この様式は、ダイオキシン類に係るばい煙濃度の測定の記録に用いること。
- 測定結果については、2の表を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 3 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限未満のものは「ND」と記載すること。
- 5 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 6 この様式に定める用語は、日本工業規格K0311又はK0312による。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第8号(第26条、第32条、第36条、第37条関係)

排水指定施設
特定施設
有害物質使用排水指定施設
法定外有害物質使用特定施設

設置(使用・変更)届出書

年 月 日

福島県知事

住所

届出者

氏名又は名称
法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第30条第1項、第41条第1項、第43条第1項又は第43条第3項(第31条第1項、第32条第1項、第44条)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受付年月日	年 月 日
第30条第1項及び第41条第1項関係	排水指定施設(特定施設)の種類		※施設番号	
	排水指定施設(特定施設)の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
	排水指定施設(特定施設)の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
	指定事業場排水(特定事業場排水)の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
	指定事業場排水(特定事業場排水)に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり		
第43条第1項及び第43条第3項関係	有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の種類			
	有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の構造	別紙6のとおり		
	有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の使用の方法	別紙7のとおり		
	汚水等の処理の方法	別紙8のとおり		
	地下浸透水の浸透の方法	別紙9のとおり		
	地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙10のとおり		
業種及び事業の内容				

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 排水指定施設(特定施設)の種類欄及び有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の種類欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成8年福島県規則第75号)第20条に掲げる号番号及び名称(特定施設にあつては、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる号番号及び名称)を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 業種については、日本標準産業分類の分類表に定められた細分類により記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙1

排水指定施設(特定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号		
排水指定施設(特定施設)号番号及び名称		
型	式	
構	造	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。
主	要	寸
法		
能	力	
配	置	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。
設	置	年 月 日
工	事	着 手 予 定 年 月 日
工	事	完 成 予 定 年 月 日
使	用	開 始 予 定 年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考

- 1 配置の欄には、当該排水指定施設又は特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙2

排水指定施設(特定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
排水指定施設(特定施設)号番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用 方法 及び 1 日 当 た り の 使 用 量					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該排水指定事業場の指定事業場排水又は当該特定事業場の特定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
汚水等処理施設の設置場所									
設 置 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日				年 月 日			
種 類 及 び 型 式									
構 造		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
主 要 寸 法		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚水等の汚染状態及び量	種 類 ・ 項 目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(㎥／日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
指定事業場排水(特定事業場排水)の排出方法									
排水先での利水目的									
その他参考となるべき事項									

備考

- 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該排水指定事業場の指定事業場排水又は当該特定事業場の特定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。
- 2 指定事業場排水(特定事業場排水)の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先の水域名を含め記入すること。
- 3 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 4 生活排水の処理の方法についても記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙4

指定事業場排水(特定事業場排水)の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
指定事業場排水(特定事業場排水)の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
指定事業場排水(特定事業場排水)の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他の参考と なるべき事項					

備考 指定事業場排水(特定事業場排水)の汚染状態の欄には、当該排水指定事業場の指定事業場排水又は当該特定事業場の特定事業場排水に係る排水基準に定められた事項について記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙5

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統						
用途別 用水量	用途	使用水	用水使用量(㎥／日)			
			通常		最大	
			通常		最大	
			通常		最大	
			通常		最大	
			通常		最大	
			通常		最大	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙6

有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号		
排水指定施設(特定施設)号番号及び名称		
型式		
構造	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。	
主要寸法		
能力		
配置	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 配置の欄には、当該有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙7

有害物質使用排水指定施設(法定外有害物質使用特定施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
排水指定施設(特定施設)号番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用 方法及び1日当たりの使用量					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙8

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
汚水等処理施設の設置場所									
設 置 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種 類 及 び 型 式									
構 造		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
主 要 寸 法		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
能 力									
処 理 の 方 式									
処 理 の 系 統		別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。							
集 水 及 び 導 水 の 方 法									
使 用 時 間 間 隔									
1 日 当 た り の 使 用 時 間									
使 用 の 季 節 変 動									
消 耗 資 材 の 1 日 当 た り の 用 途 別 使 用 量									
汚水等の汚染状態及び量	種 類	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他参考となるべき事項									

備考

- 1 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別紙9

地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透 水	工場又は事業場における施設番号								
	量(m³／日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他の参考事項									

別紙10

地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統						
用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量(㎡／日)			
			通 常		最 大	
			通 常		最 大	
			通 常		最 大	
			通 常		最 大	
			通 常		最 大	
			通 常		最 大	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第9号(第31条関係)

水 質 測 定 記 録 表

(指定事業場排水・特定事業場排水)

測定年月日 及び時刻	測定場所		排水指定施設 (特定施設) の使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)									

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第10号(第41条関係)

揚水設備設置(使用)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第55条第1項(第56条第1項)の規定により、揚水設備の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の構造	付表のとおり
地下水の採取予定量	付表のとおり
ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積	付表のとおり
地下水の用途及び用途別使用量	付表のとおり

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表

井	井戸の名称又は番号			
	さ く 井 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	深度(地表面下m)			
	側 管 の 口 径(mm)			
戸	ストレーナーの位置 (地表面下m)	～	～	～
		～	～	～
		～	～	～
		～	～	～
揚 水 機	種類(名称及び型式を含む。)			
	原動機の出力(kW)			
	吐出口の断面積(cm ²)			
	揚水の能力(m ³ /h)			
	1日平均使用時間 (時間)			
	1日平均揚水量(m ³)			
	水 温(℃)			
地 下 水 の 水 位	水 質			
	静 止 水 位 (地表面下m)			
用 途 別 使 用 量	揚 水 水 位 (地表面下m)			
水 量 測 定 器	種類(名称及び型式を含む。)			
	口 径(mm)			
	検 定 合 格 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使用開始(予定)年月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

水源別の水の使用量及び その割合	水 道 水	工 業 用 水	地 下 水	その他()
	(m ³ /日) (%)	(m ³ /日) (%)	(m ³ /日) (%)	(m ³ /日) (%)

備考 地質柱状図がある場合は、地質柱状図を添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第11号(第42条関係)

揚水設備使用廃止等届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第57条第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	
揚水設備でなくなった井戸又は使用を廃止した井戸の名称又は番号	
使 用 廃 止 等 年 月 日	年 月 日
揚 水 設 備 で な く な っ た 理 由	

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 揚水設備でなくなった理由の欄は、福島県生活環境の保全等に関する条例第57条第1項第2号に該当する場合に記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第12号(第42条関係)

揚水設備変更届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第57条第2項の規定により、揚水設備の変更に
ついて、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
井戸の名称又は番号		
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
地下水の採取予定量		
ストレーナーの位置及び 揚水機の吐出口の断面積		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 変更しようとする事項の欄は、変更のある部分について記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第13号(第44条関係)

地下水採取量記録簿

井戸の 名称又は 番号								
事項 月別	揚水量 (m ³)	稼働 日数 (日)	静止水位 (地表面下m) 及び測定日	揚水水位 (地表面下m) 及び測定日	揚水量 (m ³)	稼働 日数 (日)	静止水位 (地表面下m) 及び測定日	揚水水位 (地表面下m) 及び測定日
1			(m)	(m)			(m)	(m)
2			(m)	(m)			(m)	(m)
3			(m)	(m)			(m)	(m)
4			(m)	(m)			(m)	(m)
5			(m)	(m)			(m)	(m)
6			(m)	(m)			(m)	(m)
7			(m)	(m)			(m)	(m)
8			(m)	(m)			(m)	(m)
9			(m)	(m)			(m)	(m)
10			(m)	(m)			(m)	(m)
11			(m)	(m)			(m)	(m)
12			(m)	(m)			(m)	(m)
年間計								

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第14号(第48条関係)

騒音指定施設設置(使用)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第64条第1項(第65条第1項)の規定により、騒音指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地 (都市計画法の用途地域)					
騒音指定施設の種類の数	付表1のとおり				
騒音の防止の方法	付表2のとおり				
資本の額又は出資の総額		常時使用する従業員の数			
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)				
業 種	中分類		小分類		
事業の内容					

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表 1

騒音指定施設の種類の数

騒音指定施設の種類の	型 式	公 称 能 力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
参 考 事 項					

備考

- 1 騒音指定施設の種類の欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 2 騒音指定施設の規模、構造等の参考となる仕様書又はカタログの写しを添付すること。

付表2

騒音の防止の方法

騒音指定施設の種類	
音源での騒音レベル (d B (A))	
建屋の壁材質と厚さ	
敷地境界までの距離 (m)	
その他の騒音 防 止 対 策	
敷地境界線での騒音 レベルの予測値 (d B (A))	
騒音指定工場等の 周 辺 の 状 況	
(防音・遮音計算)	

備考

- 1 その他の騒音防止対策の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2 騒音指定工場等の立面図を添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第15号(第49条関係)

騒音指定施設数変更届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第66条第1項の規定により、騒音指定施設の種
類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
騒音指定施設の種類ごとの数	付表のとおり			
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)			
業 種	中分類		小分類	
事業の内容				

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表

騒音指定施設の種類ごとの数

騒音指定施設の 種類	型 式	公 能 称 力	数		使用開始時刻 (時・分)		使用終了時刻 (時・分)	
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
参 考 事 項								

備考

- 1 騒音指定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、福島県生活環境の保全等に関する条例第66条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされているときは、当該騒音指定施設の種類については、記入しないこと。
- 2 騒音指定施設の種類の欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 3 騒音指定施設の規模、構造等の参考となる仕様書又はカタログの写しを添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第16号(第49条関係)

騒音防止方法変更届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県生活環境の保全等に関する条例第66条第1項の規定により、騒音の防止の方法
の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
騒音の防止の方法	付表のとおり				
公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	(電話番号)				
業 種	中分類		小分類		
事業の内容					

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

付表

騒音の防止の方法

	変 更 前	変 更 後
音源での騒音レベル (dB(A))		
建屋の壁材質と厚さ		
敷地境界までの距離 (m)		
その他の騒音 防 止 対 策		
敷地境界線での騒音 レベルの予測値 (dB(A))		
騒音指定工場等の周辺 の状況		
(防音・遮音計算)		

備考

- 1
- その他の騒音防止対策の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2
- 騒音指定工場等の立面図を添付すること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第17号(第52条関係)

騒音指定建設作業実施届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

騒音指定建設作業を実施するので、福島県生活環境の保全等に関する条例第72条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
騒音指定建設作業の種類				
騒音指定建設作業に使用される福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8に規定する機械の名称、型式及び仕様				
騒音指定建設作業の場所				
騒音指定建設作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
騒音指定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	(電話番号)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号)			

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(電話番号)
下請負人が騒音指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号)

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 この届出書は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第8に掲げる騒音指定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 騒音指定建設作業の種類欄には、規則別表第8に掲げる騒音指定建設作業の種類を記入すること。
- 3 騒音指定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 騒音指定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第18号(第63条関係)

(表)

第	号
身分証明書	
所 属	
職・氏名	
年 月 日生	
上記の者は、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年福島県条例第32号)第97条第3項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
福島県知事	
印	

9cm

6cm

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(裏)

福島県生活環境の保全等に関する条例抜すい

第97条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その者が設置する施設の状況その他の規則で定める事項の報告を求めることができる。

- (1) 第11条第4項に規定するばい煙指定施設を設置する者又は同条第5項に規定する一般粉じん指定施設を設置する者
- (2) 第20条第3項に規定する特定粉じん排出者
- (3) 第23条第1項に規定する特定化学物質発生施設を工場又は事業場に設置する者
- (4) 第27条第4項に規定する指定事業場排水を排出する者又は同条第5項に規定する特定事業場排水を排出する者
- (5) 第47条第1項又は第2項に規定する者
- (6) 第55条第1項に規定する地下水を採取する者
- (7) 第61条第1項に規定する騒音指定施設を設置する者又は同条第2項に規定する騒音指定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- (8) 第86条又は第87条に規定する飲食店営業等を営む者
- (9) 第92条に規定する拡声機を使用する者

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項各号に掲げる者の設置する工場又は事業場、その者が行う建設工場の場所等に立ち入り、当該工場又は事業場に設置される施設その他の規則で定める物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

附 則（平成一〇年規則第二四号）

この規則は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第四十六条にただし書を加える改正規定、別表第五の 1 の表の改正規定及び様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第二号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十条、別表第五及び別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三五号）

改正 平成一七年三月二五日規則第三四号

平成一九年六月二九日規則第五五号

平成二二年六月二五日規則第四四号

- 1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第二十条及び別表第六の 2 の表イソキサチオンの項からピリブチカルブの項までの改正規定は公布の日から、第二十六条第二項、第三十二条第二項、第三十六条第二項及び第三十七条第二項の改正規定、別表第五の 3 の表に備考 5 を加える改正規定並びに様式第四号から様式第六号まで及び様式第八号の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る指定事業場排水の汚染状態についての改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第五の 1 の表その他の水域における許容限度の欄に掲げる排水基準は、平成二十五年

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

六月三十日までの間は、同表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度のとおりとする。

(平一七規則三四・平一九規則五五・平二二規則四四・一部改正)

附則別表

(平一七規則三四・一部改正)

法定有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、一リットル につきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するものに限る。)	五〇
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排水するものに限る。)	
	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である一般廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。以下同じ。)であって、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するもの	
	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ロ及びハに掲げるものをいう。)である産業廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。以下同じ。)であって、海域以外の公共用水域に指定事業場排水	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	を排出するもの	
	廃棄物処理業の用に供する廃棄物の最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場及び昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。）であって、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するもの	
	粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するものに限る。）	一五〇
	うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するものに限る。）	
ふっ素及びその化合物 （単位 ふっ素の量に 関して、一リットル につきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量（以下「一日平均排水量」という。）が三〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するものに限る。）	一〇
	うわ薬製造業（一日平均排水量が三〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造し、及び海域以外の公共用水域に指定事業場排水を排出するものに限る。）	
	ほうろう鉄器製造業（一日平均排水量が三〇立方メートル未満であるものに限る。）	二五
	うわ薬製造業（一日平均排水量が三〇立方	

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	メートル未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	
--	----------------------------------	--

備考

- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める方法による。
- この表の上欄に掲げる法定有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に同欄に掲げる他の業種その他の区分に属する場合において、その業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る指定事業場排水水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

附 則（平成一五年規則第九九号）

改正 平成二〇年三月二八日規則第五六号

（施行期日）

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際現に設置されている改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一の2の表2の項に掲げる施設（設置の工事がなされているものを含む。）に係るダイオキシン類に係るばい煙排出基準については、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第四の規定にかかわらず、平成十六年十月一日から当分の間は、附則別表の上欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げるダイオキシン類の量とする。

附則別表

（平二〇規則五六・一部改正）

施設の種類	ダイオキシン類の量
-------	-----------

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

一 改正後の規則別表第一の2の表2の項に掲げる施設のうち一時間当たりの燃焼能力が四、〇〇〇キログラム以上の施設	一ナノグラム
二 改正後の規則別表第一の2の表2の項に掲げる施設のうち一時間当たりの燃焼能力が二、〇〇〇キログラム以上四、〇〇〇キログラム未満の施設	五ナノグラム
三 改正後の規則別表第一の2の表2の項に掲げる施設のうち一時間当たりの燃焼能力が二、〇〇〇キログラム未満の施設	一〇ナノグラム

備考

- この表の下欄に掲げるダイオキシン類の量は、規格K〇三一一に定める方法のほか、2から4までの規定により測定した量を5の規定により二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した量とする。
- 排出ガスの採取に当たっては、燃焼状態が安定した時点から一時間以上経過した後、原則四時間以上採取すること。
- 採取したガスは、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態のものに換算すること。
- 測定に当たっては、規格K〇三一一の七・四・三の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素濃度（0n）は六パーセントとする。
- 二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算に当たっては、次の表の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計すること。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

種類	異性体	係数
----	-----	----

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

ポリ塩化ジベンゾフラン	二・三・七・八一四塩化ジベンゾフラン	〇・一
	一・二・三・七・八一五塩化ジベンゾフラン	〇・〇三
	二・三・四・七・八一五塩化ジベンゾフラン	〇・三
	一・二・三・四・七・八一六塩化ジベンゾフラン	〇・一
	一・二・三・六・七・八一六塩化ジベンゾフラン	〇・一
	一・二・三・七・八・九一六塩化ジベンゾフラン	〇・一
	二・三・四・六・七・八一六塩化ジベンゾフラン	〇・一
	一・二・三・四・六・七・八一七塩化ジベンゾフラン	〇・〇一
	一・二・三・四・七・八・九一七塩化ジベンゾフラン	〇・〇一
	八塩化ジベンゾフラン	〇・〇〇〇三
ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン	二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシン	一
	一・二・三・七・八一五塩化ジベンゾーパラージオキシン	一
	一・二・三・四・七・八一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・一
	一・二・三・六・七・八一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・一
	一・二・三・七・八・九一六塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・一
	一・二・三・四・六・七・八一七塩化ジベンゾ	〇・〇一

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

	一パラージオキシン	
	八塩化ジベンゾーパラージオキシン	〇・〇〇〇三
コプラナー	三・四・四'・五一四塩化ビフェニル	〇・〇〇〇三
ポリ塩化ビ	三・三'・四・四'一四塩化ビフェニル	〇・〇〇〇一
フェニル	三・三'・四・四'・五一五塩化ビフェニル	〇・一
	三・三'・四・四'・五・五'一六塩化ビフェニル	〇・〇三
	二'・三・四・四'・五一五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三'・四・四'・五一五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三・三'・四・四'一五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三・四・四'・五一五塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三'四・四'・五・五'一六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三・三'・四・四'・五一六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三・三'・四・四'・五'一六塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三
	二・三・三'・四・四'・五・五'一七塩化ビフェニル	〇・〇〇〇〇三

附 則（平成一七年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一四号）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十七条第二項に規定する排水指定施設を設置し、又は設置の工事をしている工場又は事業場に係る排出水に適用する同条例第二十九条第一項及び第五十一条の規定に基づく排水基準については、平成十

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

九年六月十日までの間は、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一九年規則第五五号）

この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十三条、第五十五条、別表第九及び別表第十の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則様式第七号の規定は、この規則の施行の日以後に福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十二条の規定により行った測定に係る結果の記録について適用し、同日前に同条の規定により行った測定に係る結果の記録については、なお従前の例による。

（福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十五年福島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二二年規則第四四号）

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一〇号）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第二十条第八号及び第九号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハに掲げるものに限る。）に規定する排水指定施設を設置している工場又は事業場に係る指定事業場排水に適用する別表第五の規定による排水指定事業場排水基準については、当分の間、同表１・４—ジオキサンの項中「0.5ミリグラム」とあるのは、「10ミリグラム」とする。

附 則（平成二七年規則第三九号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第二四号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月二十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十七条第二項に規定する排水指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する同条第四項に規定する排水指定事業場に係る排水指定事業場排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第五の１の表及び２の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前において改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六の１の表及び２の表に規定する方法で検定した場合の排水指定事業場排水基準の適用については、改正後の規則別表第五の１の表及び２の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二九年規則第一五号）

- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、様式第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 2 この規則の施行の日前において改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六の2の表に規定する方法で検定した場合の排水指定事業場排水基準の適用については、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第五の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二九年規則第七四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第八二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対する第五十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年規則第二四号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第五の3の表の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

様式第 1 号（第11条関係）

（平15規則99・平29規則74・令 3 規則28・一部改正）

様式第 2 号（第12条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第 3 号（第13条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第 4 号（第14条、第29条、第33条、第38条、第42条、第50条関係）

（平15規則35・全改、令 3 規則28・一部改正）

様式第 5 号（第14条、第29条、第33条、第38条、第50条関係）

（平15規則35・全改、令 3 規則28・一部改正）

様式第 6 号（第15条、第30条、第34条、第39条、第43条、第51条関係）

（平15規則35・全改、令 3 規則28・一部改正）

様式第 7 号（第16条関係）

（平15規則99・平20規則56・平23規則27・平29規則74・一部改正）

様式第 8 号（第26条、第32条、第36条、第37条関係）

（平15規則35・全改、令 3 規則28・一部改正）

様式第 9 号（第31条関係）

様式第10号（第41条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第11号（第42条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第12号（第42条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第13号（第44条関係）

様式第14号（第48条関係）

（令 3 規則28・一部改正）

様式第15号（第49条関係）

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(令 3 規則28・一部改正)

様式第16号 (第49条関係)

(令 3 規則28・一部改正)

様式第17号 (第52条関係)

(令 3 規則28・一部改正)

様式第18号 (第63条関係)

(平29規則15・一部改正)